

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について  
 相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 1 2 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 4 第 6 号の表 1 の項中「 7 の項」を「 9 の項」に改め、同表 3 の項中「建築物エネルギー消費性能向上計画」の次に「(法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものを除く。)」を加え、「から 6 の項まで」を「及び 6 の項」に、「 5 の項」を「 6 の項」に改め、同表中 7 の項を 9 の項とし、同表 6 の項中「 5 の項の( 1 )又は」を「 6 の項の( 1 )若しくは」に改め、「( 2 )」の次に「又は 7 の項」を、「当該建築物」の次に「(他の建築物を除く。)」を加え、「 3 の項の( 1 )又は」を「 6 の項の( 1 )若しくは」に改め、同項を同表 8 の項とし、同表 5 の項中「の変更」の次に「(法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載されているものの変更又は当該計画に同項各号に掲げる事項が記載されることとなる変更を除く。)」を加え、同項を同表 6 の項とし、同項の次に次のように加える。

7	法第 3 1 条 第 1 項	認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更(法第 2 9 条第 3 項各号に掲げる事項が記載さ	1 件	次に掲げる建築物の区分に応じて定める金額のうち、当該変更申請に係る建築物(既に計画の認定を受けた建築物(当該計画に記載されている他の建築物を含む。以下この項において同じ。)であって、変更しないもの、その変更が軽微であるもの及び当該計画に記載しないこととなるものを除く。)に係る金額を合算した金額 ( 1 )既に計画の認定を受けた建築物
---	-------------------	---	-----	--

		れているものの変更又は当該計画に同項各号に掲げる事項が記載されることとなる変更に限る。)の申請に対する審査		6の項の(1)及び(2)により算定した金額(この場合において、同項の(2)中「建築物(一戸建ての住宅を除く。)」とあるのは、「建築物(当該計画に記載されている他の建築物を含み、一戸建ての住宅を除く。)」と読み替えるものとする。) (2)新たに計画に記載されることとなる他の建築物 3の項の(1)及び(2)により算定した金額
--	--	---	--	--

別表第4第6号の表4の項中「又は」を「若しくは」に改め、「(2)」の次に「又は4の項」を、「当該建築物」の次に「(他の建築物を除く。)」を加え、「1の項の(1)」を「3の項の(1)」に改め、同項を同表5の項とし、同表3の項の次に次のように加える。

4	法第29条第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画(法第29条第3項各号に掲げる事項が記載されているものに限る。)の認定の申請に対する審査	1件	3の項の(1)及び(2)により算定した金額に、他の建築物(法第29条第3項の他の建築物をいう。以下この号において同じ。)について3の項の(1)及び(2)により算定した金額を加算した金額
---	----------	--	----	--

別表第4第7号の表2の項中「別表第4第6号の表5の項の(1)又は」を「別表第4第6号の表6の項の(1)若しくは」に改め、「(2)」の次に「又は7の項」を、「金額」の次に「(この場合において、同項中「変更しないもの、その変更が軽微であるもの」とあるのは、「変更しないもの」と読み替えるものとする。)」を加

える。

別表第5第1号の表2の項中「1,580,000円」を「1,590,000円」に、「1,940,000円」を「1,950,000円」に、「2,260,000円」を「2,270,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、別表第4の改正規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日から施行する。

#### 提案の理由

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)による建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)の改正に伴う他の建築物のエネルギー消費性能の向上にも資する機器を設置する場合の建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定の追加、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令(令和元年政令第12号)による地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)の改正に伴う危険物の製造所等の設置の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 1 1 8 号関係資料

### 相模原市手数料条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

- ( 1 ) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 3 号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加(別表第 4 関係)

建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「計画」という。)に、当該計画の認定の申請に係る建築物(以下「申請建築物」という。)以外の他の建築物に係る事項を記載し、他の建築物のエネルギー消費性能の向上にも資する機器を設置する場合の計画の認定等の申請に対する審査の事務に係る手数料の規定を追加するもの

##### ア 計画の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	単位	金額
他の建築物に係る事項が記載されている計画の認定の申請に対する審査	1 件	申請建築物及び他の建築物について、それぞれの建築物に係る計画の認定の申請に対する審査の事務の手数料の金額(別表第 4 第 6 号の表 3 の項により算定した金額)を合算した金額

- イ 計画の認定と併せ、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の申請に対する審査の事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	単位	金額
他の建築物に係る事項が記載されている計画の認定と併せ、当該計画(他の建築物に係る部分を除く。)が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の申請に対する審査	1 件	1 ( 1 )アにより算定した金額に申請建築物に関する建築基準法(昭和 2 5 年法律第 2 0 1 号)に基づく確認の申請等に対する審査の事務の手数料の金額(別表第 4 第 1 号の表 4 0 の項により得た金額(建築設備を含む場合にあっては、その区分に応じて同表 4 8 の項により得た金額を加算した金額))を加算した金額

- ウ 計画の変更の認定の申請に対する審査の事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	単位	金額
他の建築物に係る事項が記載されている計画の変更の認定の申請に対する審査	1件	申請建築物及び他の建築物について、それぞれの建築物に係る計画の変更の認定の申請に対する審査の事務の手数料の金額(別表第4第6号の表3の項又は6の項により算定した金額)を合算した金額

エ 計画の変更の認定と併せ、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の申請に対する審査の事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	単位	金額
他の建築物に係る事項が記載されている計画の変更の認定と併せ、当該計画(他の建築物に係る部分を除く。)が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出があった場合の申請に対する審査	1件	1(1)ウにより算定した金額に当該建築物(他の建築物を除く。)に関する建築基準法に基づく確認の申請等に対する審査の事務の手数料の金額(別表第4第1号の表40の項により得た金額(建築設備を含む場合にあっては、その区分に応じて同表48の項により得た金額を加算した金額))を加算した金額

オ 計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付の事務に係る手数料

手数料を徴収する事務	単位	金額
他の建築物に係る事項が記載されている計画の変更が軽微な変更該当していることを証する書面の交付	1件	1(1)ウにより算定した金額

(2) 消防法(昭和23年法律第186号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正(別表第5関係)

危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査の事務に係る手数料の額を改定するもの

区分		現行	改定後
浮き屋根式特定 屋外タンク貯蔵 所及び浮き蓋付 特定屋外タンク 貯蔵所であっ て、危険物の貯 蔵最大数量が右 に掲げる区分ご とであるもの	10,000 キロリットル以上 50,000 キロリットル未満	1,580,000 円	1,590,000 円
	50,000 キロリットル以上 100,000 キロリットル未満	1,940,000 円	1,950,000 円
	100,000 キロリットル以上 200,000 キロリットル未満	2,260,000 円	2,270,000 円

## 2 施行期日

令和元年10月1日。ただし、1(1)に係る規定は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第4号)の施行の日

相模原市市税条例等の一部を改正する条例について  
相模原市市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市市税条例等の一部を改正する条例  
(相模原市市税条例の一部改正)

第 1 条 相模原市市税条例(平成 1 6 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条の 4 第 3 項第 1 号中「第 5 条の 3 第 2 項第 2 号」を「前条第 2 項第 2 号」に改める。

第 3 8 条中「又は法」を「又は」に改める。

附則第 4 条中「平成 3 2 年度」を「令和 2 年度」に改める。

附則第 6 条第 1 項中「初めて道路運送車両法第 6 0 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 4 4 4 条第 3 項に規定する」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日」を「平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 3 1 日」に、「平成 3 0 年度分」を「令和 2 年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日」に、「平成 3 1 年度分」を「令和 3 年度分」に、「第 2 項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第 2 項とする。

第 2 号ア(イ)	3 , 9 0 0 円	1 , 0 0 0 円
第 2 号ア(ウ)	6 , 9 0 0 円	1 , 8 0 0 円
	1 0 , 8 0 0 円	2 , 7 0 0 円
	3 , 8 0 0 円	1 , 0 0 0 円
	5 , 0 0 0 円	1 , 3 0 0 円

附則第 6 条第 6 項中「三輪以上の軽自動車」を「法第 4 4 6 条第 1 項第 3 号に

規定するガソリン軽自動車(以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。)のうち三輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「第3項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第3項とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

附則第6条第7項中「三輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち三輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に、「第4項の」を「次の」に改め、同項に次の表を加え、同項を同条第4項とする。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ)	6,900円	5,200円
	10,800円	8,100円
	3,800円	2,900円
	5,000円	3,800円

附則第6条に次の1項を加える。

- 5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲げる三輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第31条の規定の適用については、当該軽自動車 が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和



4年4月1日から令和5年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和5年度分の軽自動車税の種別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第9条中「平成35年度」を「令和5年度」に改める。

(相模原市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 相模原市市税条例等の一部を改正する条例(平成30年相模原市条例第58号)の一部を次のように改正する。

第1条中相模原市市税条例附則第5条の次に3条を加える改正規定を次のように改める。

附則第5条の次に次の4条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の課税免除)

第5条の2 市長は、当分の間、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車(次条の自動車を除く。)に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第5条の3 当分の間、第30条の2の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割に係る法第445条第2項に規定する条例で定める軽自動車等は、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車(日本赤十字社が所有するものに限る。)に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車とする。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第5条の4 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第5条の5 市長は、当分の間、第30条の3第1項の規定にかかわらず、神奈川県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対して、軽自動車税の環境性能割を減免する。

附則第1項中「平成31年10月1日」を「令和元年10月1日」に改め、同

項第2号中「平成33年1月1日」を「令和3年1月1日」に改め、附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改め、附則第3項中「平成33年度」を「令和3年度」に、「平成32年度分」を「令和2年度分」に改め、附則第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

#### 附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中附則第6条に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定 令和3年4月1日

(2) 第1条中第5条の4、第38条、附則第4条及び第9条の改正規定並びに第2条の規定 公布の日

(軽自動車税に関する経過措置)

2 第1条の規定による改正後の相模原市市税条例(以下「新条例」という。)附則第6条第2項から第4項までの規定は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第6条第5項の規定は、令和4年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

#### 提案の理由

地方税法等の一部を改正する法律(平成31年法律第2号)による地方税法(昭和25年法律第226号)の改正に伴う軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正、軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 1 1 9 号関係資料

相模原市市税条例等の改正の概要

1 改正の内容

( 1 ) 相模原市市税条例の一部改正(第 1 条関係)

ア 軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正(附則第 6 条関係)

平成 3 1 年 4 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の軽自動車であって、一定の環境性能を有するものに係る軽自動車税の種別割について、車両番号の指定を受けた年度の翌年度分に限り、その環境性能に応じて税率を軽減するもの(現行の軽自動車税に係る特例措置について、種別割に係る特例措置として 2 年間延長)

(ア) 軽乗用車

区分	税率	対象となる軽乗用車の特例税率		
		電気自動車等	令和 2 年度燃費基準 + 30% 等達成車	令和 2 年度燃費基準 + 10% 等達成車
三輪のもの	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上のもの	営業用	1,800 円	3,500 円	5,200 円
	自家用	2,700 円	5,400 円	8,100 円

(イ) 軽貨物車

区分	税率	対象となる軽貨物車の特例税率		
		電気自動車等	平成 27 年度燃費基準 + 35% 等達成車	平成 27 年度燃費基準 + 15% 等達成車
三輪のもの	3,900 円	1,000 円	2,000 円	3,000 円
四輪以上のもの	営業用	1,000 円	1,900 円	2,900 円
	自家用	1,300 円	2,500 円	3,800 円

イ 軽自動車税の種別割の税率の特例に係る規定の改正(附則第 6 条関係)

令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に初めて車両番号の指定を受けた三輪以上の電気自動車等(自家用のものに限る。)に係る軽自動車税の種別割について、車両番号の指定を受けた年度の翌年度分に限り、税率を軽減するもの

区分		税率	特例税率
電気自動車等	三輪の軽自動車	3,900円	1,000円
	四輪以上の軽乗用車	10,800円	2,700円
	四輪以上の軽貨物車	5,000円	1,300円

(2) 相模原市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正(第2条関係)

本市に主たる定置場所在の三輪以上の軽自動車に係る軽自動車税の環境性能割の賦課徴収について、神奈川県が自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により行うこととする規定を追加するもの(附則第5条の4関係)

2 施行期日等

(1) 施行期日

令和元年10月1日。ただし、次のア及びイに掲げる規定は、当該ア及びイに定める日

ア 1(1)イ及び(2)イに係る規定 令和3年4月1日

イ 1(2)に係る規定 公布の日

(2) 経過措置

ア 1(1)アに係る規定は、令和2年度分以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和元年度分までの軽自動車税については、なお従前の例によることとするもの

イ 1(1)イに係る規定は、令和4年度分以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和3年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例によることとするもの

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例について  
相模原市印鑑条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市印鑑条例の一部を改正する条例  
相模原市印鑑条例(昭和56年相模原市条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「本市の」を「本市が備える」に改める。

第4条第2項第1号中「、名」の次に「、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)第30条の13に規定する旧氏をいう。以下同じ。)」を加え、「(昭和42年政令第292号)第30条の26第1項」を「第30条の16第1項」に、「又は氏名」を「又は氏(住民票に旧氏が記録されている場合にあつては当該旧氏を含む。)及び名」に改め、同項第2号中「氏名」の次に「、旧氏」を加える。

第6条第4号中「住民票」の次に「に旧氏が記録されている場合にあつては氏名及び当該旧氏、住民票」を加え、「、氏名及び通称」を「氏名及び当該通称」に改める。

第13条第1項中「第10条」を「第10条第1項」に、「前条の」を「前条第1項の規定による」に改め、同項第5号中「、名」の次に「、旧氏」を加える。

附 則

この条例は、令和元年11月5日から施行する。

提案の理由

住民基本台帳法施行令等の一部を改正する政令(平成31年政令第152号)による住民基本台帳法施行令(昭和42年政令第292号)の改正を踏まえ、登録印鑑の制限及び印鑑の登録に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

## 議案第 1 2 0 号関係資料

### 相模原市印鑑条例の改正の概要

#### 1 改正の内容

##### ( 1 ) 登録印鑑の制限に係る規定の改正(第 4 条関係)

氏に変更があった者に係る住民票に旧氏(その者が過去に称していた氏であって、その者に係る戸籍又は除かれた戸籍に記載又は記録がされているものをいう。以下同じ。)が記録されている場合にあっては、当該旧氏を用いて表している印鑑についても登録を受けることができることとするもの

##### ( 2 ) 印鑑の登録に係る規定の改正(第 6 条関係)

印鑑の登録を受けようとする者の旧氏が住民票に記録されている場合にあっては、氏名及び当該旧氏を印鑑登録票に登録しなければならないこととするもの

#### 2 施行期日

令和元年 1 1 月 5 日

相模原市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例について  
相模原市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市障害者扶養共済制度条例の一部を改正する条例  
相模原市障害者扶養共済制度条例(平成 2 1 年相模原市条例第 6 0 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項各号列記以外の部分及び第 8 条第 2 項中「前項の」の次に「規定による」を加える。

第 1 2 条第 2 項各号を次のように改める。

- ( 1 ) 精神の機能の障害により年金の受領及び管理を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ( 2 ) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第 1 3 条第 2 号中「禁錮」を「禁錮」に改める。

第 1 7 条第 5 項中「第 1 7 条第 1 項ただし書」を「、「第 1 7 条第 1 項ただし書」に改める。

第 1 8 条第 4 項中「第 1 8 条第 1 項ただし書、同条第 2 項」を「、「第 1 8 条第 1 項ただし書並びに同条第 2 項」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第 3 7 号)の施行を踏まえた成年被後見人、被保佐人又は被補助人であることを欠格要件としている年金管理者に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例について  
相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市生物多様性に配慮した自然との共生に関する条例

目次

第 1 章 総則(第 1 条 第 1 0 条)

第 2 章 緑地の保全等(第 1 1 条 第 1 6 条)

第 3 章 ホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全(第 1 7 条 第 2 6 条)

第 4 章 活動支援及び普及啓発等(第 2 7 条・第 2 8 条)

第 5 章 雑則(第 2 9 条 第 3 3 条)

附則

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、市域における生物多様性に配慮した緑化の推進並びに緑地、市域特有のホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全、再生及び活用(以下「保全等」という。)について、基本理念を定め、並びに市、市民等及び土地所有者等の責務を明らかにするとともに、協働によるその保全等を効果的に推進するために必要な事項を定めることにより、良好な自然環境の形成及び緑地、水辺環境、里地里山等の有する機能の保全等を図り、もって安らぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

( 1 ) 市民等 市内に居住し、若しくは滞在する者又は市内で事業を営むものをいう。



- ( 2 ) 土地所有者等 市内の土地又は建物その他の工作物を所有し、占有し、又は管理するものをいう。
- ( 3 ) 生物多様性 生物多様性基本法(平成 2 0 年法律第 5 8 号)第 2 条第 1 項に規定する生物の多様性をいう。
- ( 4 ) 持続可能な利用 生物多様性基本法第 2 条第 2 項に規定する持続可能な利用をいう。
- ( 5 ) 緑地 樹林地、草地、水辺地、岩石地若しくはその状況がこれらに類する土地(農地であるものを含む。)が、単独若しくは一体となって、又はこれらに隣接している土地が、これらと一体となって自然環境を形成しているものをいう。
- ( 6 ) 緑化施設 樹木、地被植物等の植栽、花壇、敷地内の保全された樹木、自然的な水流又は池及びこれらと一体となった園路、土留、小規模な広場、散水設備、排水溝、ベンチ等をいう。
- ( 7 ) ホタル舞う水辺環境 ゲンジボタル又はヘイケボタル(以下「ホタル」という。)が生息し、又は生息していた池沼、河川、湖等の水面を含むこれらの周辺地域と一体となって、良好な緑地を形成し、又は形成していた土地の区域をいう。
- ( 8 ) 里地里山 現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林(その土地本来の自然植生ではない人為的に成立した雑木林、竹林等をいう。)その他これらに類する土地(以下「農林地等」という。)の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇又は教育的な活動の場の提供等の機能を有するものをいう。
- ( 9 ) 保全団体 市内の緑地、緑化施設、ホタル舞う水辺環境若しくは里地里山等(以下「みどり」という。)の保全等又は生物多様性の保全及び持続可能な利用(以下「生物多様性の保全利用」という。)を推進することを目的とした活動を非営利で行う団体その他これに類するものをいう。

#### (基本理念)

第 3 条 市、市民等及び土地所有者等は、本市の恵み豊かな自然と多様な都市機能が共生する特徴を念頭に置き、次に掲げる理念を共有して取組を推進するものとする。

- ( 1 ) みどりは、良好な自然環境を形成するための重要な基盤であり、生活環境

に安らぎと潤いを与えるとともに、生物の貴重な生息又は生育の場であることから、将来の世代へ継承すべきものとして保全等を行うこと。

(2) 生物多様性の保全利用を推進することにより、人と自然が共生するまちづくりに努めること。

(3) 自然環境と多様な都市機能の調和を図り、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用を推進するため、多様な主体が相互に連携し、及び協力すること。

(市の責務)

第4条 市は、前条に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用のための基本的な施策を策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用に関する市民等及び土地所有者等の意識の普及啓発に努めるとともに、市民等、土地所有者等及び保全団体が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動を支援するよう努めなければならない。

3 市は、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用の推進に当たっては、関係機関及び関係団体と相互に連携するよう努めなければならない。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、みどりの保全等及び生物多様性の保全利用に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市、土地所有者等、保全団体等が実施する取組に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第6条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、その所有し、占有し、又は管理するみどりの保全等及び生物多様性の保全利用に努めるとともに、この条例の目的を達成するため市、市民等、保全団体等が実施する取組に協力するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 市長は、市域におけるみどりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条第1項に規定する基本計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとする。

2 市長は、基本計画を策定しようとするときは、あらかじめ相模原市水とみどりの審議会の意見を聴かななければならない。

3 市長は、基本計画の策定に当たっては、市民等、土地所有者等及び保全団体の意見を聴くために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 市長は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(生物多様性地域戦略の策定)

第8条 市長は、市域における生物多様性の保全利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生物多様性基本法第13条第1項に規定する生物多様性地域戦略を策定するものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の生物多様性地域戦略の策定及び変更について準用する。

(諸制度の活用)

第9条 市長は、生物多様性基本法、都市緑地法、都市計画法(昭和43年法律第100号)、景観法(平成16年法律第110号)その他の関係法令の規定に基づくみどりの保全等及び生物多様性の保全利用に資する諸制度を活用するよう努めなければならない。

(生物多様性の保全利用)

第10条 市長は、生物多様性の保全利用を計画的に実施するため、次に掲げる施策の推進に努めなければならない。

(1) 生物多様性についての理解の促進

(2) 多様な野生生物の生息又は生育が可能な環境の保全及び再生

(3) 市域に生息し、又は生育する希少な野生生物の保護及び特定外来生物(特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律(平成16年法律第78号)第2条第1項に規定する特定外来生物をいう。)の防除

(4) 人為的に移動させた生物の野外への放出及び人の管理が及ばない状態での植栽又は播種による生態系への影響の防止

第2章 緑地の保全等

(管理緑地等の保全等)

第11条 市長は、市が管理する緑地及び緑化施設(以下「管理緑地等」という。)の態様に応じて、総合的かつ計画的にその適切な保全等に努めなければならない。

2 市長は、管理緑地等の適切な保全等に当たっては、市民等、土地所有者等及び

保全団体と協働するよう努めなければならない。

- 3 市長は、都市緑地法第17条第1項の規定によるもののほか、緑地の保全上必要であると認められる土地の取得に努めなければならない。
- 4 市長は、都市緑地法第55条第1項若しくは第2項の規定により市民緑地契約を締結した土地又は次条第1項若しくは第3項の規定により指定した保存樹林のうち、市民等の利用に供することにより活用を図り、良好な自然環境を確保する必要があると認める区域であって、規則で定める基準に該当するものを、ふれあいの森として指定することができる。
- 5 市長は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、ふれあいの森の指定を変更し、又は解除することができる。

(保存樹林等の指定)

第12条 市長は、都市計画法第5条第1項の規定により指定された都市計画区域内の樹林又は樹木について、人と自然が共生するまちづくりに必要があると認める場合で、規則で定める基準に該当するときは、当該樹林又は樹木を保存樹林又は保存樹木(以下「保存樹林等」という。)として指定することができる。

- 2 前項に定めるもののほか、その所有する樹林又は樹木について、保存樹林等としての指定を受けようとするものは、規則で定めるところにより、市長に申請することができる。
- 3 市長は、前項の規定による申請があった場合で、第1項の規則で定める基準に該当するときは、当該樹林又は樹木を保存樹林等として指定することができる。
- 4 市長は、第1項又は前項の規定により保存樹林等を指定しようとするときは、あらかじめ当該樹林又は樹木の所有者と管理に関する協定書を締結するものとする。
- 5 市長は、保存樹林等を指定した場合は、指定を証する書類を当該保存樹林等の所有者に交付するとともに、当該所有者の承諾を得て、保存樹林等に指定した旨を表示する標識を設置するものとする。
- 6 前各項の規定は、保存樹林等の指定の変更について準用する。

(保存樹林等の指定の解除)

第13条 市長は、保存樹林等の滅失、枯死等によりその指定の理由が消滅したときは、速やかにその指定を解除するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市長は、公益上の理由その他特別の理由があるとき

は、保存樹林等の指定を解除することができる。

3 市長は、前2項の規定により保存樹林等の指定を解除したときは、当該指定を解除した保存樹林等の所有者にその旨を通知するものとする。

(保存樹林等に関する支援)

第14条 市長は、保存樹林等の保全に関し必要があると認めるときは、その所有者に対し、その維持管理に当たって必要な規則で定める支援を行うものとする。

(緑化の推進)

第15条 市長は、市が所有し、占有し、又は管理する庁舎、公園、道路、学校その他の公共施設について、緑化の推進に努めなければならない。

2 土地所有者等は、その所有し、占有し、又は管理する市内の土地又は建物その他の工作物における緑化の推進に努めるものとする。

3 市民等及び土地所有者等は、市内の土地又は建物その他の工作物における緑化の推進に関する活動への参加に努めるものとする。

4 市長は、土地所有者等が所有し、占有し、又は管理する市内の土地又は建物その他の工作物の緑化を推進するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(管理緑地等の利用の禁止又は制限)

第16条 市長は、都市緑地法、都市公園法(昭和31年法律第79号)及び相模原市都市公園条例(昭和45年相模原市条例第11号)に定めるもののほか、次の各号のいずれかに該当するときは、管理緑地等を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて、管理緑地等の利用を禁止し、又は制限することができる。

(1) 管理緑地等の保全上必要と認められるとき。

(2) 特定の個人による独占的又は占用的な利用であると認められるとき。

(3) 管理緑地等の損傷その他の理由により、その利用が危険であると認められるとき。

(4) 管理緑地等に関する工事のため、やむを得ないと認められるとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認めるとき。

### 第3章 ホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全

(保全等活動認定団体の認定)

第17条 保全団体は、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、ホタル舞う水辺環境、里地里山その他生物多様性の保全利用に寄与す

ると認められる区域の保全等に資する団体(以下「保全等活動認定団体」という。)としての認定を市長に申請することができる。

(1) ホタルの生息環境の保全若しくは再生の活動を主体的に行う団体又は生物多様性の保全利用に寄与すると認められる区域の保全等に資する活動を主体的に行う団体であって、次のいずれにも該当する団体

ア 市内に事務所又は連絡場所を有し、かつ、構成員に市内に居住する者を含むこと。

イ 営利を目的とせず、かつ、定款又はこれに準ずるものを有すること。

(2) 里地里山の保全等に資する活動を主体的に行う団体であって、次のいずれにも該当する団体

ア 構成員に里地里山の保全等に資する活動の対象となる農林地等の土地所有者等、当該農林地等の周辺地域に居住する者又は市内に居住する者を含むこと。

イ 里地里山の保全等に資する活動に関する知識及び経験を有する者の指導又は助言を受けられる体制その他里地里山の保全等に資する活動を適切に行うために必要な体制が整備されていること。

ウ 営利を目的とせず、かつ、定款又はこれに準ずるものを有すること。

2 市長は、前項の規定により申請をした保全団体の活動が次の各号に掲げる要件のいずれにも該当するときは、当該保全団体を保全等活動認定団体に認定するものとする。

(1) 次のいずれかの活動を含むこと。

ア 清掃、草刈りその他の当該保全団体が活動する区域の有する機能の保全、持続又は向上を図る活動

イ 生物の生息又は生育の調査、パトロール等の健全な生態系の保全等を図る活動

ウ 自然観察会、学習会その他の啓発活動により、みどりの保全等に関する市民等の意識の醸成を図る活動

(2) 継続的に行われると認められるものであること。

(3) 土地所有者等の権利を不当に制限するものでないこと。

(4) この条例又は関係法令に違反するものでないこと。

3 市長は、前項の規定により保全等活動認定団体として認定をしたときは、当該

認定の申請をした保全団体にその旨を通知するものとする。

4 前3項の規定は、保全等活動認定団体の認定の変更について準用する。

(保全等活動認定団体の活動)

第18条 保全等活動認定団体は、前条第2項第1号の活動その他みどりの保全等及び生物多様性の保全利用に係る活動を行うに当たっては、当該活動に係る土地所有者等の承諾を得なければならない。

(保全等活動認定団体の認定の取消し)

第19条 市長は、保全等活動認定団体が偽りその他不正の手段により認定を受けたとき、第17条第1項各号のいずれにも該当しなくなったとき又は同条第2項各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったときは、その認定を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により保全等活動認定団体の認定を取り消したときは、当該認定を取り消した保全等活動認定団体にその旨を通知するものとする。

(里地里山地域の指定等)

第20条 市長は、第17条第1項第2号の団体が、同条第2項の規定により認定を受けた場合であって、当該団体の活動する区域が里地里山の保全等に寄与すると認められるときは、当該区域を里地里山地域に指定するものとする。

第21条 市長は、前条の規定により里地里山地域を指定しようとするときは、あらかじめ、その旨を公告し、当該指定に係る書類を当該公告の日から起算して2週間、一般の縦覧に供するものとする。

2 市民等、土地所有者等及び利害関係人のうち意見を有する者は、前項の規定による公告があったときは、当該公告の日の翌日から起算して3週間を経過する日までに、当該里地里山地域の指定に関する意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を市長に提出することができる。

3 市長は、前項の規定による意見書の提出があったときは、遅滞なく、保全等活動認定団体に当該意見書の写しを送付するものとする。

4 保全等活動認定団体は、前項の規定による意見書の写しの送付を受けたときは、当該意見書に対する保全等活動認定団体の見解を記載した書面を作成し、当該意見書の写しの送付を受けた日の翌日から起算して2週間以内に市長に提出しなければならない。

第22条 市長は、第20条の規定による指定をしたときは、その旨を当該里地里

山地域で活動する保全等活動認定団体に通知するとともに、規則で定める事項を公告するものとする。

2 第20条、前条及び前項の規定は、里地里山地域の指定の変更について準用する。

(里地里山地域の指定の解除)

第23条 市長は、第19条第1項の規定により里地里山地域で活動する保全等活動認定団体の認定を取り消したときは、当該保全等活動認定団体に係る里地里山地域の指定を解除するものとする。

2 市長は、前項の規定により里地里山地域の指定を解除したときは、その旨を公告するとともに、当該里地里山地域で活動する保全等活動認定団体に通知するものとする。

(保全等活動区域の指定)

第24条 保全等活動認定団体は、ホタル舞う水辺環境、里地里山地域その他生物多様性の保全利用に寄与すると認められる区域のうち、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する区域について、規則で定めるところにより、当該保全等活動認定団体がみどりの保全等又は生物多様性の保全利用に係る活動をする区域(以下「保全等活動区域」という。)の指定を市長に申請することができる。

(1) ホタル舞う水辺環境、里地里山地域又は生物多様性の保全利用に寄与すると認められる区域として優れた自然環境を形成し、又は形成していた区域

(2) 保全等活動認定団体及び土地所有者等が主体となって現にみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動が行われ、又は行われようとしている区域

(3) 保全等活動区域の指定の申請について土地所有者(土地又は建物その他の工作物を所有するものをいう。)の同意(国又は地方公共団体が所有し、又は管理する河川、水路、道路等(以下「公共施設等」という。)の土地の区域における当該公共施設等の管理者の承諾を含む。)を得た区域

(4) 公共施設等の事業計画が存する場合に、当該事業計画と当該保全等活動区域の指定の申請をしようとする保全等活動認定団体の活動内容との整合が図られている区域

2 前項の規定により申請をしようとする保全等活動認定団体は、保全等活動区域の指定の申請に当たり、市長に対し必要な助言を求めることができる。

3 市長は、第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る区域を保全



等活動区域に指定することができる。

4 市長は、前項の規定による指定をしたときは、当該指定の申請をした保全等活動認定団体及び当該申請に係る土地所有者等に通知するとともに、規則で定める事項を告示し、及び当該保全等活動区域内に保全等活動区域である旨を表示した標識を設置するものとする。

5 前各項の規定は、保全等活動区域の指定の変更について準用する。

(保全等活動区域の指定の解除)

第25条 市長は、保全等活動区域が前条第1項各号に掲げる要件を満たさなくなったとき、第19条第1項の規定により当該保全等活動区域で活動する保全等活動認定団体の認定を取り消したときその他市長が必要と認めるときは、保全等活動区域の指定を解除することができる。

2 市長は、前項の規定により保全等活動区域の指定を解除したときは、当該保全等活動区域で活動する保全等活動認定団体及び当該保全等活動区域の土地所有者等に通知するとともに、規則で定める事項を告示するものとする。

(保全等活動区域における行為の制限)

第26条 保全等活動区域内においては、次に掲げる行為をしてはならない。ただし、土地所有者等が通常行うべき管理行為、日常生活上必要な行為、保全等活動区域の有する機能の保全又は人の生命若しくは身体に係る被害を防止するための行為については、この限りでない。

(1) 保全等活動区域内に生息し、又は生育する生物の持去り、区域外からの生物の持込み、人の管理が及ばない状態での植栽又は播種等による生態系のかく乱

(2) 標識、看板、柵その他保全等活動区域の保全等に係る工作物等を損傷し、又は滅失させる行為その他保全等活動認定団体の活動に支障を及ぼす行為

(3) ホタル及びカワニナその他ホタルの幼虫の餌となる生物(以下「ホタル等」という。)を殺傷し、又は捕獲する行為

(4) 河床及び河岸の掘削、土砂の堆積等のうち、ホタル等の生息の妨げとなる行為

2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為をしようとするもので、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の許可を受けなければならない。

(1) 研究又は調査を目的とするもの

(2) 市内の学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、就学前

の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園若しくは児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所又はこれらに準ずる施設における環境に関する学習を目的とするもの

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

3 前項の許可を受けようとするものは、市長に申請しなければならない。

4 市長は、第2項の許可をしようとするときは、あらかじめ、当該保全等活動区域における保全等活動認定団体の意見を聴くものとする。

5 市長は、第2項の許可をしたときは、遅滞なく、当該許可の申請をしたもの、当該申請に係る土地所有者等及び前項の規定により意見を聴いた保全等活動認定団体にその旨を通知するものとする。

#### 第4章 活動支援及び普及啓発等

(保全団体への支援)

第27条 市長は、保全団体が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動(農林地等が保全等の活動の対象であるときは、当該農林地等の土地所有者等の同意を得て行うものに限る。)を支援するため、情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるものとする。

(普及啓発等)

第28条 市長は、市民等及び土地所有者等が行うみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動を促進するほか、活動するために必要な知識の普及に関する施策を実施するよう努めなければならない。

2 市長は、緑地の保全及び緑化の推進並びに保全等活動区域の保全等において中心的な役割を担う団体及び人材の育成に努めるものとする。

3 市長は、市民等、土地所有者等、保全団体及び法人その他の団体とのみどりの保全等及び生物多様性の保全利用の活動に係る交流及び連携の促進を図るものとする。

#### 第5章 雑則

(土地への立入り)

第29条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員にみどりの区域内の土地に立ち入らせ、保全団体の活動状況及び第26条に規定する制限の状況を調査させることができる。

2 市長は、前項に規定する調査の結果に基づき、土地所有者等又は保全団体に対し必要な助言又は指導をすることができる。

3 第1項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者から請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

(報告又は資料の提出)

第30条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、保全等活動認定団体に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

(勧告)

第31条 市長は、第26条第2項の許可を受けずに同条第1項各号に掲げる行為をしたものに対し、その行為を中止し、又は相当の期限を定めて、原状に回復するために必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第32条 市長は、前条の規定による勧告を受けたものが正当な理由がなく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、その理由を前条の規定による勧告を受けたものに通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(委任)

第33条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(関係条例の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 相模原市緑化条例(昭和47年相模原市条例第29号)

(2) 相模原市ホタル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(平成21年相模原市条例第26号)

(3) 相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(平成23年相模原市条例第4号)

(相模原市緑化条例の廃止に伴う経過措置)

- 3 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において前項第1号の規定による廃止前の相模原市緑化条例第4条第1項の規定により指定されている保存樹林又は保存樹木は、第12条第1項の規定により指定された保存樹林等とみなす。

(相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 4 施行日前にされた第2項第2号の規定による廃止前の相模原市ホテル舞う水辺環境の保全等の促進に関する条例(以下「旧水辺環境条例」という。)第6条第1項の規定による保全等活動区域の指定の申出及び旧水辺環境条例第8条第1項の規定による保全等活動区域の変更の申出であって、この条例の施行の際、指定をするかどうかの処分がされていないものに係る指定については、なお従前の例による。

- 5 施行日の前日において旧水辺環境条例第7条第1項の規定により指定されている保全等活動区域(前項の規定の適用を受ける保全等活動区域を除く。)及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた申出に係る指定を受けた保全等活動区域は、第24条第3項の規定により指定された保全等活動区域とみなす。

- 6 施行日前にされた旧水辺環境条例第9条第2項(同条第5項において準用する場合を含む。)の規定による申請であって、この条例の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

- 7 施行日の前日において旧水辺環境条例第9条第3項の規定により認定されている保全等活動団体(前項の規定の適用を受ける保全等活動団体を除く。)及び前項の規定によりなお従前の例によることとされた申請に係る認定を受けた保全等活動団体は、第17条第2項の規定により認定された保全等活動認定団体とみなす。

(相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例の廃止に伴う経過措置)

- 8 施行日前にされた第2項第3号の規定による廃止前の相模原市里地里山の保全等の促進に関する条例(以下「旧里地里山条例」という。)第7条第1項の規定による申請であって、この条例の施行の際、認定をするかどうかの処分がされていないものに係る認定については、なお従前の例による。

- 9 施行日の前日において旧里地里山条例第7条第2項の規定により認定されている里地里山活動団体(前項の規定の適用を受ける里地里山活動団体を除く。)及び

前項の規定によりなお従前の例によることとされた申請に係る認定を受けた里地里山活動団体は、第17条第2項の規定により認定された保全等活動認定団体とみなす。

10 施行日の前日において旧里地里山条例第14条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定により指定されている里地里山地域は、第20条の規定により指定された里地里山地域とみなす。

#### 提案の理由

良好な自然環境の形成及び緑地、水辺環境、里地里山等の有する機能の保全等を図り、もって安らぎと潤いのある人と自然が共生するまちづくりに寄与するため、生物多様性に配慮した緑化の推進並びに緑地、市域特有のホタル舞う水辺環境、里地里山等の保全等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例について

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する  
条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を  
改正する条例

相模原市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例(平成 4 年相模原  
市条例第 1 5 号)の一部を次のように改正する。

第 1 7 条を第 1 8 条とする。

第 1 6 条の前の見出しを削り、同条第 1 項第 1 号中「第 3 条第 1 項」を「第 4 条  
第 1 項」に、「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項第 2 号中「第 6 条  
第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に改め、同項第 3 号中「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第  
1 項」に、「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第  
1 項」に、「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同項第 4 号中「第 3 条第 1 項」を「第  
4 条第 1 項」に改め、同条を第 1 7 条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を  
付し、第 1 5 条を第 1 6 条とする。

第 1 4 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中  
「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、  
「第 6 条第 1 項」を「第 7 条第 1 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、  
「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条を第 1 5 条とする。

第 1 3 条第 1 項中「第 3 条第 1 項」を「第 4 条第 1 項」に、「第 4 条第 1 項」を  
「第 5 条第 1 項」に、「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に改め、同条第 2 項中  
「第 4 条第 1 項」を「第 5 条第 1 項」に、「第 5 条第 1 項」を「第 6 条第 1 項」に、  
「第 7 条第 1 項」を「第 8 条第 1 項」に、「第 8 条」を「第 9 条」に改め、同条を

第14条とする。

第12条第2項中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第13条とする。

第11条第1項中「第4条第1項」を「第5条第1項」に、「第5条第1項」を「第6条第1項」に、「第7条第1項」を「第8条第1項」に、「第8条」を「第9条」に改め、同条を第12条とする。

第10条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に改め、同条を第11条とする。

第9条中「第3条第1項」を「第4条第1項」に、「第6条第1項」を「第7条第1項」に、「適用する」を「適用し、その敷地の過半が当該地区整備計画区域の外に属するときは、当該建築物又はその敷地の全部について、これらの規定を適用しない」に改め、同条を第10条とし、第8条を第9条とする。

第7条第4項中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第8条とし、第6条を第7条とする。

第5条第1項中「建築面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の建築面積の合計をいう。以下同じ。 )の敷地面積に対する割合(以下「建蔽率」という。 )」を「建蔽率」に改め、同条第3項中「相模原市建築許可等取扱規則(昭和46年相模原市規則第26号)第16条第1項の規定に該当する」を「規則で定める」に改め、同条第5項中「第3条第2項」を「第4条第2項」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「延べ面積(同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、それらの建築物の延べ面積の合計をいう。以下同じ。 )の敷地面積に対する割合(以下「容積率」という。 )」を「容積率」に改め、同条第3項中「には、次に掲げる部分は、算入しないものとする」を「は、法第52条第1項に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定する」に改め、同項各号を削り、同条を第5条とし、第3条を第4条とし、第2条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

(定義)

第2条 この条例において使用する用語の意義は、法及び建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。 )の例による。

附則第6項中「第7条」を「第8条」に、「第8条」を「第9条」に改める。

附則第7項中「第13条」を「第14条」に改める。

別表第1中「第2条関係」を「第3条関係」に改める。

別表第2中「第3条 第8条関係」を「第4条 第9条関係」に改め、同表の1の表(1)の部中「建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「政令」という。)」を「政令」に改める。

別表第2の2の表(5)の部(ア)の項中「第6条第2項本文」を「第7条第2項本文」に改める。

別表第2の15の表の備考中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改める。

別表第2の17の表(4)の部、別表第2の18の表(4)の部、別表第2の19の表(4)の部、別表第2の22の表(4)の部及び別表第2の25の表(4)の部中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

別表第2の28の表の備考、別表第2の29の表の備考及び別表第2の32の表の備考中「第5条第3項」を「第6条第3項」に改める。

別表第2の33の表(4)の部及び別表第2の38の表(4)の部中「第6条第1項」を「第7条第1項」に改める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提案の理由

地区計画の区域内における建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積について建築基準法(昭和25年法律第201号)に規定する建築物の容積率の算定の基礎となる延べ面積の例により算定することとするための規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。



相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年 8 月 2 6 日提出

相模原市長 本 村 賢 太 郎

相模原市立学校の設置に関する条例の一部を改正する条例

相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 3 9 年相模原市条例第 3 0 号)を次のように改正する。

本則中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「別表第 3 」を「別表第 4 」に改める。

別表第 2 相模原市立青野原小学校の項及び相模原市立青根小学校の項を削る。

別表第 3 相模原市立青野原中学校の項及び相模原市立青根中学校の項を削る。

別表第 3 の次に次の 1 表を加える。

別表第 4

義務教育学校

名 称	位 置
相模原市立青和学園	相模原市緑区青野原 1 2 5 0 番地 1

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 相模原市非常勤特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和 3 1 年相模原市条例第 3 1 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 1 0 の項中「小中学校結核対策委員会」を「小中学校等結核対策委員会」に改め、同表 2 2 の項中「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

- 3 附属機関の設置に関する条例(昭和37年相模原市条例第17号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部相模原市立小中学校結核対策委員会の項附属機関の欄中「相模原市立小中学校結核対策委員会」を「相模原市立小中学校等結核対策委員会」に改め、同項設置目的の欄中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(相模原市立学校給食センター条例の一部改正)

- 4 相模原市立学校給食センター条例(昭和45年相模原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第1条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

(相模原市児童生徒等災害見舞金条例の一部改正)

- 5 相模原市児童生徒等災害見舞金条例(昭和50年相模原市条例第15号)の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「若しくは中学校」を「、中学校若しくは義務教育学校」に、「又は中学校」を「、中学校又は義務教育学校」に改める。

(相模原市職員公務災害等見舞金条例の一部改正)

- 6 相模原市職員公務災害等見舞金条例(平成4年相模原市条例第21号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項第5号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(相模原市立児童クラブ条例の一部改正)

- 7 相模原市立児童クラブ条例(平成11年相模原市条例第56号)の一部を次のように改正する。

第3条中「小学校」の次に「又は義務教育学校の」を加える。

(相模原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部改正)

- 8 相模原市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成13年相模原市条例第38号)の一部を次のように改正する。

第1条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例の一部改正)

- 9 相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例(平成17年相模原市条例第163号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市立学校体育施設使用料条例

第 1 条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

「  
別表第 2 中  
相模原市立鳥屋小学校  
相模原市立青野原小学校  
相模原市立青根小学校  
」を  
「  
相模原市立鳥屋小学校  
」に、  
相模原市立青野原中学校  
相模原市立青根中学校  
」を  
「  
相模原市立青和学園  
」に改める。

(相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例の一部改正に伴う経過措置)

1 0 前項の規定による改正前の相模原市立小学校及び中学校体育施設使用料条例の規定により徴収したこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の相模原市立青野原小学校及び相模原市立青野原中学校の学校体育施設の使用に係る使用料は、前項の規定による改正後の相模原市立学校体育施設使用料条例の規定により徴収した施行日以後の相模原市立青和学園の学校体育施設の使用に係る使用料とみなす。

(相模原市いじめの防止等に関する条例の一部改正)

1 1 相模原市いじめの防止等に関する条例(平成 2 6 年相模原市条例第 2 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「市立小中学校」を「市立小中学校等」に、「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に改める。

第 5 条(見出しを含む。)、第 9 条(見出しを含む。)、第 1 1 条並びに第 1 5 条第 1 項及び第 2 項中「市立小中学校」を「市立小中学校等」に改める。

第 1 7 条の見出し中「市立小中学校以外」を「市立小中学校等以外」に改め、同条第 1 項中「市立小中学校」を「市立小中学校等」に改める。

(相模原市防災条例の一部改正)

- 1 2 相模原市防災条例(平成26年相模原市条例第6号)の一部を次のように改正する。

第12条中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「市立小中学校」を「市立小中学校等」に改める。

第18条第1項中「市立小中学校」を「市立小中学校等」に改める。

(相模原市学校職員の給与に関する条例の一部改正)

- 1 3 相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第28号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「及び中学校」を「、中学校及び義務教育学校」に、「小中学校」を「小中学校等」に改める。

第9条第1項、第10条第1項及び第3項並びに別表第2備考中「小中学校」を「小中学校等」に改める。

(教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正)

- 1 4 教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例(平成28年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第2条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例の一部改正)

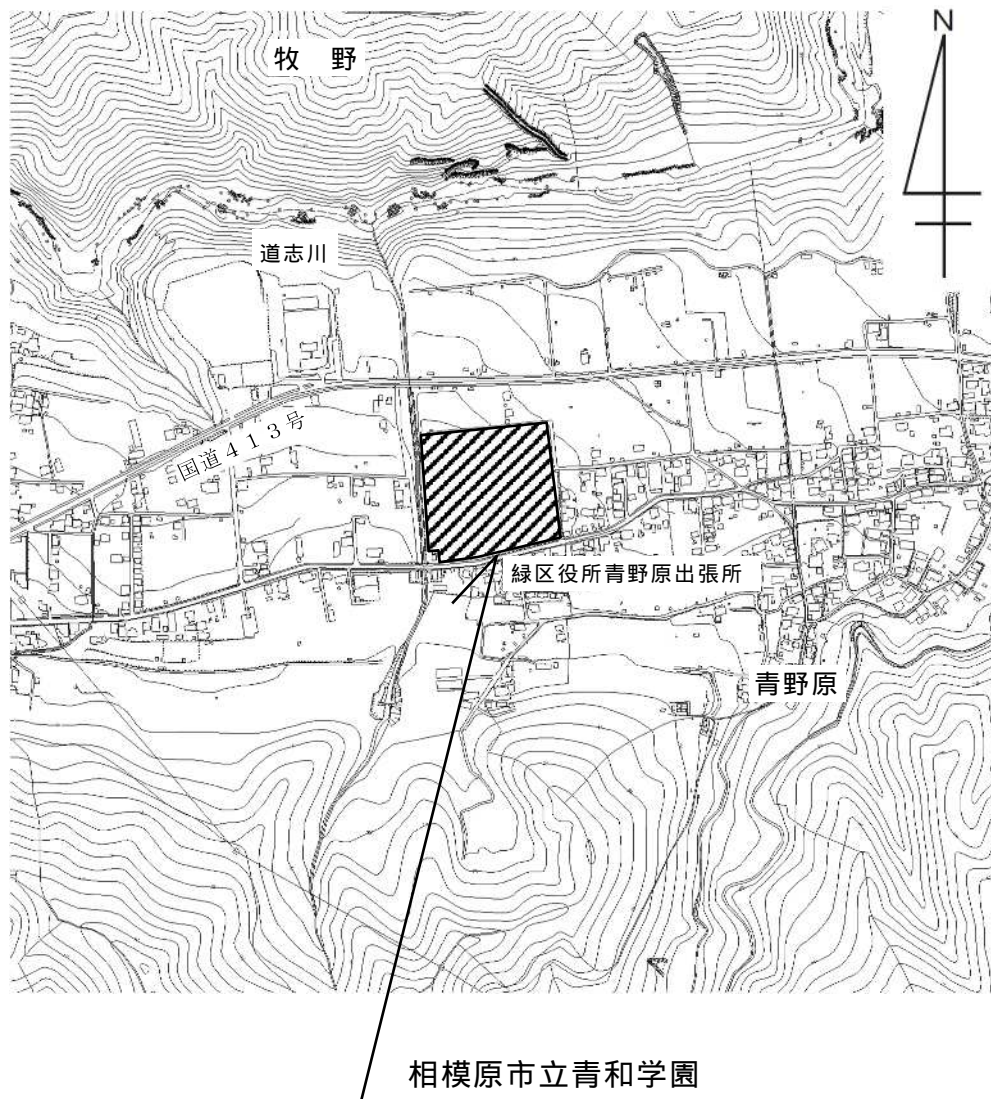
- 1 5 相模原市安全に安心して自転車を利用しようよ条例(平成29年相模原市条例第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

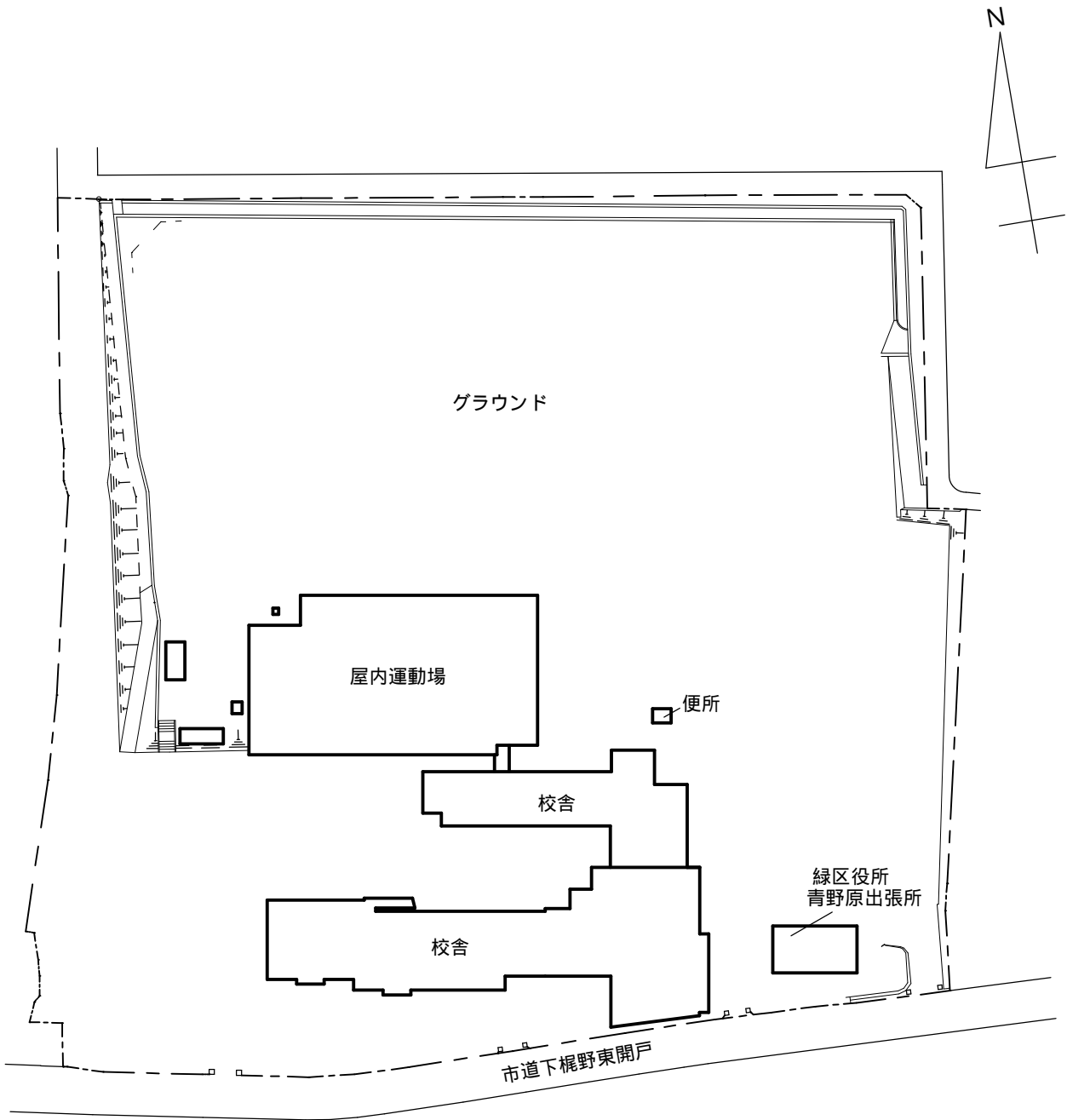
## 提案の理由

相模原市立青野原小学校及び相模原市立青根小学校並びに相模原市立青野原中学校及び相模原市立青根中学校を廃止し、新たに義務教育学校として相模原市立青和学園を設置いたしたく提案するものである。

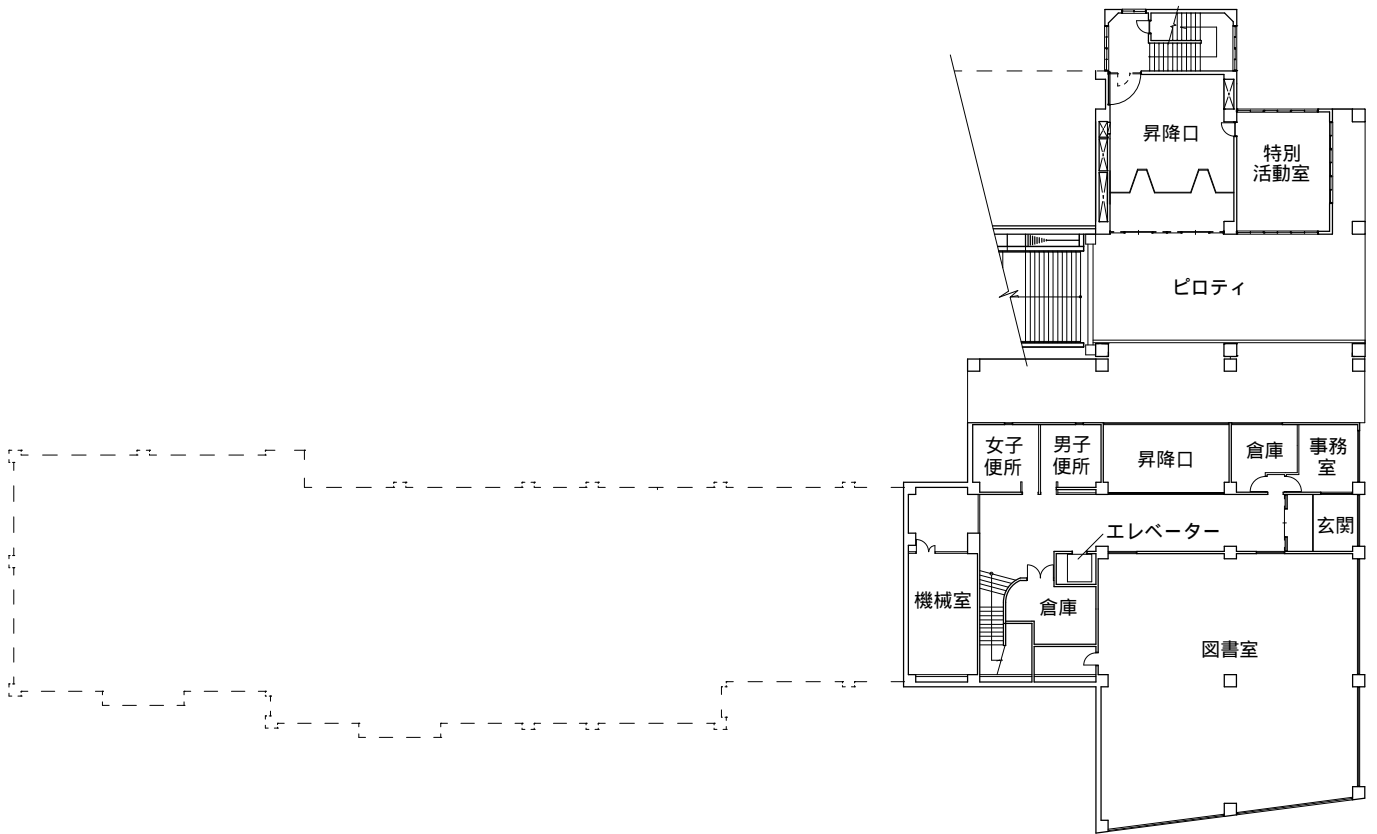
# 案内図



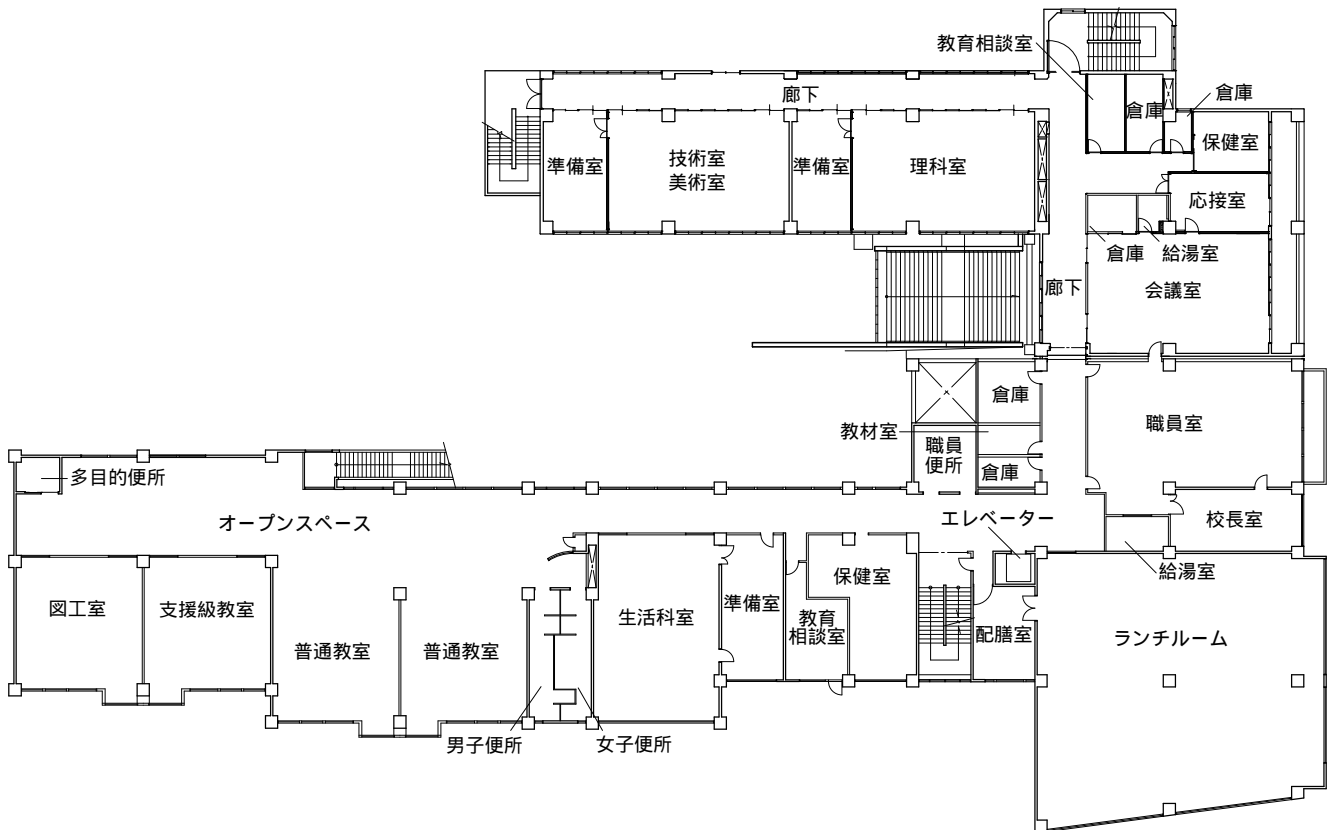
# 配置図



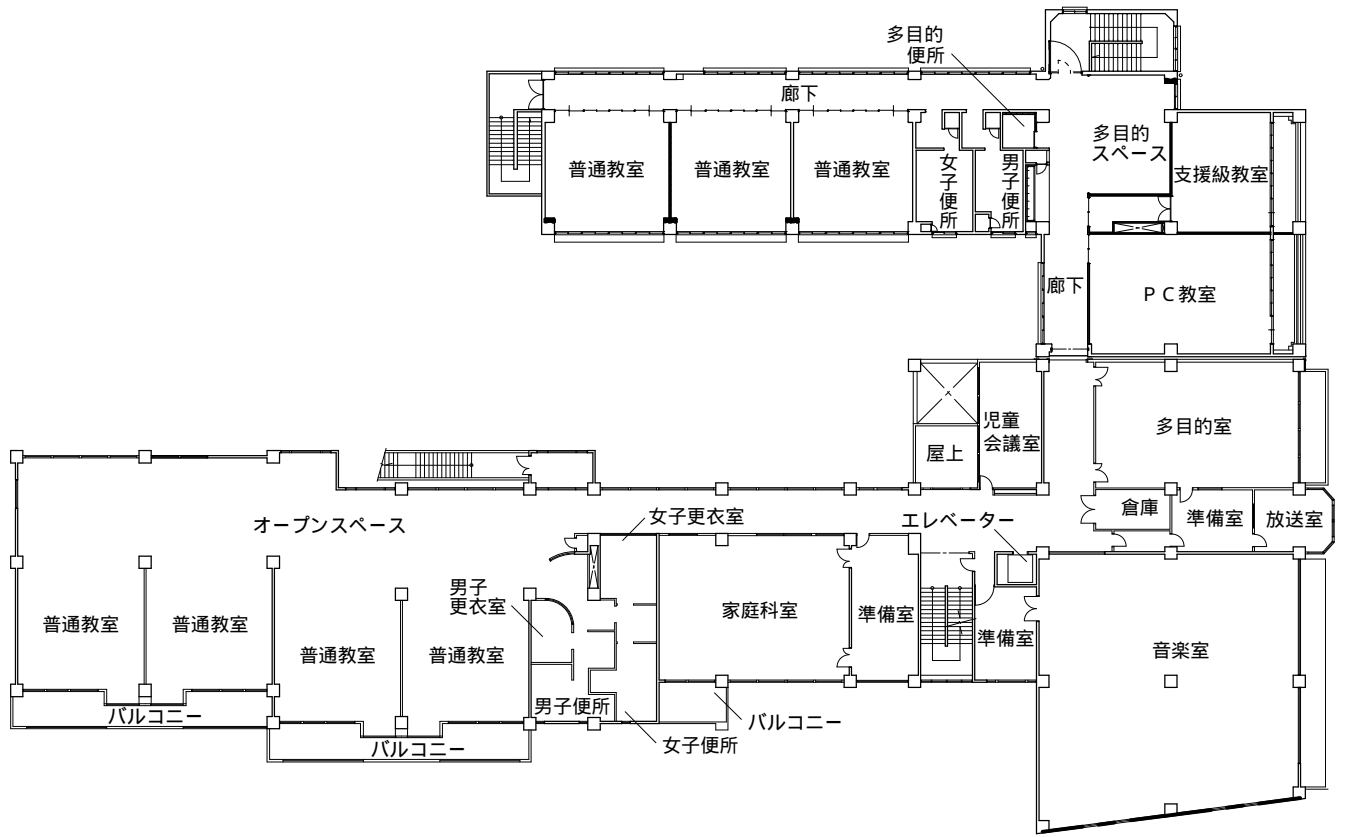
# 1 階平面図



# 2 階平面図



# 3階平面図





相模原市消防団に関する条例の一部を改正する条例について  
相模原市消防団に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年8月26日提出

相模原市長 本村 賢太郎

相模原市消防団に関する条例の一部を改正する条例  
相模原市消防団に関する条例(昭和28年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第1条中「および区域ならびに法第19条第2項および」を「及び区域を定め、並びに法第19条第2項及び」に改める。

第2条第2号中「志操堅固、身体強健」を「、志操堅固で、かつ身体強健な者」に、「にして」を「として」に、「より推薦された者」を「から推薦されたもの」に改める。

第3条第3項中「2年」を「、2年」に改め、同条第4項中「前任者」を「、前任者」に改める。

第4条の2第1号を削り、同条第2号中「禁錮」を「禁錮」に改め、同号を同条第1号とし、同条中第3号を第2号とし、同条第4号中「常と」を「常況と」に改め、同号を同条第3号とする。

第4条の3第1項第3号中「消防団員」を「団員」に改め、同条第2項第1号中「前条第3号を除く各号のいずれか」を「前条第1号又は第3号」に改め、同項第2号中「居住」を「居住し、」に改める。

第5条中「団員であつて」を「任命権者は、団員が」に、「一に」を「いずれかに」に改め、「ものがある」を削り、「任命権者は」を「、」に改め、同条第1号中「とき」を「とき。」に改め、同条第2号中「違背し」を「違反し」に、「とき」を「とき。」に改め、同条第3号中「とき」を「とき。」に改める。

第6条第1項中「次の」を「、次の」に改め、同条第2項中「1ヶ月」を「、1月」に改める。

第7条第1項中「団長の」を「、団長の」に、「服務する」を「、職務に従事する」に改め、同条第2項中「招集」を「団員は、招集」に、「、その他」を「その他」に、「予め」を「あらかじめ」に、「就かなければ」を「従事しなければ」に改める。

第8条中「予め」を「、あらかじめ」に改める。

第9条中「但し」を「ただし」に改める。

第10条中「火災警報発令中」を「、火災警報発令中」に、「於いて」を「おいて」に改める。

第11条中「次の」を「、次の」に改め、同条第1号中「当る心構」を「当たる心構え」に改め、同条第2号中「もとに上下一体事に当らなければ」を「下に一体して行動しなければ」に改め、同条第3号中「互に相敬愛し」を「、互いに敬愛し」に、「言行を慎しまなければ」を「言動を慎まなければ」に改め、同条第4号中「又は饗応接待」を「若しくは供応接待」に、「又はこれを請求する等の事があつては」を「、又はこれの請求等をしては」に改め、同条第5号中「知得した秘密は」を「知り得た秘密を」に、「もらしては」を「漏らしては」に改め、同条第6号中「団員は」を削り、「以つて」を「もつて」に、「又は加担し又は」を「若しくは加担し、又は」に改め、同条第7号中「以つて」を「もつて」に、「又は営利行為をなし若しくは」を「、営利行為をなし、又は」に改め、同条第8号中「当り」を「当たり」に、「の外」を「のほか」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和元年12月14日から施行する。

#### 提案の理由

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律(令和元年法律第37号)の施行を踏まえた成年被後見人又は被保佐人に係る消防団員の欠格条項に係る規定の削除その他所要の改正をいたしたく提案するものである。